

事務所ごとに作成。

- ・当該様式は改正されています（平成29年4月1日から住所欄が削除 / 令和7年4月1日から性別欄及び生年月日欄が削除）。
- ・最終の記載をし、名簿を閉鎖した時点から**10年間保存**しなければなりません。
- ・記載されている従業者が退職又は異動によりその事務所に勤務しなくなった後も、その記録を廃棄してはいけません（宅地建物取引士の実務経験を証明するための資料にもなります）。
- ・電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって従業者名簿への記載に代えることができます。

記入例

法人
個人

R7.4.1付け 変更届出時点

様式第八号の二（第十七条の二関係）

商号又は名称の変更

株式会社橘通東楠並木不動産

商 号 又 は 名 称

株式会社橘楠不動産

事 務 所 名

本店

宅地建物取引士には○、さらに専任の場合は後ろに（専任）と記入。

従 業 者 名 簿

主たる事務所は、従たる事務所（支店等）がない場合も、「本店」と記入。

氏 名	従 業 者 証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士で あるか否かの別	この事務所の従業者 となった年月日	この事務所の従業者 でなくなった年月日
宮崎 太郎	040201	代表者、専任	○（専任）	H16. 2. 1	
城 都子	041202	経理		H16.12. 1	
加納 薫	041203	営業		H14. 4. 1	H22. 3. 22
高岡 花美	050604	営業		H15.12. 8	H17.12. 28
高原 麓	160412	営業		R7. 4. 1	
宮崎 一郎	100706	営業、専任	○（専任）	H22. 7. 1	H27. 9. 30
蛸野 真幸	100707	営業		H22. 7. 1	H27. 9. 30
吾田 日南子	120908	総務		H24. 9. 12	
青島 旭	130909	営業	○	H25. 9. 1	H27. 9. 30
三股 美郷	141110	専任	○（専任）	H26.11. 22	
田野 甲	150511	営業		H27. 5. 8	H27. 9. 30
都井 美咲	190913	営業		R 1. 9. 25	

事務所異動の場合、原則として、従業者証明書番号は継続して使用

- ・代表取締役…代表者（代表）
 - ・専任の宅地建物取引士…専任
 - ・政令使用人…政令
 - ・その他の者…総務、人事、営業、経理、財務、営業事務、企画等
- ※役員も具体的な職務内容を記入（「取締役」などと記入しない）。

備 考

- 1 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 2 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 3 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 4 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

R7.4.1付け 変更届出時点

様式第八号の二（第十七条の二関係）

本店にかつて勤務していた従業員(従業者証明書番号:130909)。一度宅地建物取引業に従事しなくなったため、元の番号は欠番とし、新たな番号を付すのが望ましい。

商 号 又 は 名 称 株式会社橘通東楠並木不動産
事 務 所 名 高鍋店

従業者名簿

[illegible]

備考

- 1 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
2 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
3 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
4 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。